

Futaba Town Education Outline
From 2026 to 2030

双葉町教育大綱

(令和8年度～令和12年度)



Futaba Town , Fukushima Prefecture



福島県双葉町

はじめに



これからの「双葉町の教育」のこと、これから創設される「新しい教育施設で行われる教育」のこと、これらについて住民の皆さん、双葉町の教育に関わる皆さんから多くの意見をいただきました。

- ・「自分の『好き』や『得意』を伸ばすことができる教育環境であってほしい」
- ・「震災の経験や教訓から何かを創造できる教育であってほしい」
- ・「教育現場だけでなく、町全体が『インクルーシブ』であってほしい」
- ・「幼少期の好奇心の芽を小学校、中学校においても大切に育てたい」等

学習者*が自分の選択と行動により、制限なく学ぶことができる環境づくり、その学習者一人一人を尊重し、価値ある大切な存在として認め合う風土の醸成等、本町において教育が担う役割が改めて明らかになってきました。

また、昨今の教育を取り巻く状況も大きく変わりつつありますが、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに昨年開催された大阪・関西万博においても、AI やロボットなどの技術とともに、学習者一人一人が主体的に考え、立場や考えの異なる人々が対話を重ね、協働しながら未来を創ろうとすることが、今後ますます大切になっていくと全世界に示されました

※ 学習者は、“遊び”を探究し続ける“幼児”も含む「子ども」、またそれ以外の「大人」等のことです。

本教育大綱の対象期間内の令和10年4月には、ふるさと双葉町に新たな教育施設が創設されます。町内全域の避難指示が解除となっていない状況は続いているようですが、これまでの町立幼稚園・小中学校の伝統や実践を受け継ぎつつ、新たな教育の在り方を模索しながら、住民の学びの拠点となる教育施設の創設を目指しております。「学校教育」と「生涯学習」を有機的につなげながら、多様な学びの機会を創出し、住民が“ワクワク”しながら学ぶことができる体制を構築する予定です。

昭和56年3月11日に制定された「町民憲章」には、「文教の地としての誇り高いまち」というフレーズが掲げられています。双葉町は、これまでも、これからも「文教の地」としての誇りをもって、住民一人一人が、生きがいとやりがいを感じながら、「個人」と「社会」の「Well-being」の実現に向けた取組を進めてまいります。「地域が人を育み 人が地域をつくる」という考え方を礎として、住民一人一人が、ふるさと双葉町の歴史や風土を感じながら、多くの人とのかかわりを通して、これからの未来を切り拓く力を身に付けることができるよう、関係機関が知恵を出し合いながら、魅力ある教育の実現につなげてまいります。

目次



1	双葉町教育大綱の概要	1
(1)	位置付け	
(2)	対象期間	
(3)	関連計画等との整合	
2	基本方針	3
3	教育目標	4
4	施策体系	5
5	施策の方向性	6
	I. 学習者の可能性を最大限引き出すための学びを生み出す	
	II. 地域の“財（材）”を活用し、生涯において学ぶ機会をつくる	
	III. 多様性を尊重した学びで共生社会をつくる	
	IV. 学習者中心の学びを支える環境を整備する	
	(参考資料)	
○	法令関係（抜粋）	11
○	関連資料	12

Ⅰ 双葉町教育大綱の概要

(1) 位置付け

双葉町教育大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定により、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策をまとめたものです。

双葉町は、これまで大綱（教育大綱）に代えるもの[※]として、「教育基本法」第17条第2項の規定により、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として「教育振興基本計画」を策定しましたが、今回の改訂により教育大綱としてまとめ直しました。

※大綱に関する基本的な考え方（平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長 通知）

「地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。」

(2) 対象期間

新たに策定する教育大綱は、令和8年4月から令和13年3月までのものとします。なお、今後の社会情勢や教育情勢等の変化を踏まえながら、中間年（令和11年を目途）において見直しを図る予定です。

(3) 関連計画等との整合

① 双葉町復興まちづくり計画（第3次）

町では、これまでの復興まちづくり計画で掲げた方針を踏襲しながら、特定復興再生拠点区域における避難指示解除以降の具体的な取組や施策、事業を示す復興まちづくり計画を策定しています。

その中で、「“町民一人一人の復興”と“町の復興”を目指して」の基本理念の下、基本施策として「1 教育環境の整備・充実」「2 子育て環境の充実」「3 歴史・伝統・文化の伝承」があげられています。

② 双葉町こども計画

こども計画は、こうした考え方（上記、まちづくり計画）を踏まえ、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本に、それぞれの成長段階で人とのつながりをもって、『すくすく、たくましく育て 次世代を担うふたばっ子』を基本理念として、子どもの健やかな成長と子育て世代の子育てを支援していきます。

双葉町こども計画においては、以下の基本とする視点で推進していきます。

〈基本とする視点〉

- 視点1 子育て家庭に対する支援の視点
- 視点2 親子の健康支援の視点
- 視点3 支援が必要な子ども・子育て家庭の支援の視点
- 視点4 次世代を健やかに育む環境づくりの視点

③ その他

国及び福島県が策定している次の計画の内容も踏まえながら、策定しています。

○【国】第4期教育振興基本計画（計画期間：R5～R9）

〈総括的な基本方針・コンセプト〉

- (1) 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- (2) 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

〈5つの基本的な方針〉

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

○【県】第7次福島県総合教育計画（計画期間：R4～R12）

〈福島県で育成したい人間像〉

急激な社会の変化の中で、自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、
多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人

〈施策の展開〉

- 施策1 「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する
- 施策2 「学校の在り方の変革」によって教員の力、学校の力を最大化する
- 施策3 学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる
- 施策4 福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を推進する
- 施策5 人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる
- 施策6 安心して学べる環境を整備する

2 基本方針

これからの社会は、少子化・人口減少・高齢化に伴う生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は急速に変化し、予測困難なVUCA※¹の時代になっていくと予想されます。また、国際化が進み、それぞれに多様な背景をもった方々が混在するため、多様性を尊重する風土の醸成が求められます。そして、東日本大震災及び原子力災害を経験した本町においても、人口動勢や周辺地域を取り巻く環境も大きく変化し、これからの社会を先取りした状況が顕在化していくことが見込まれます。

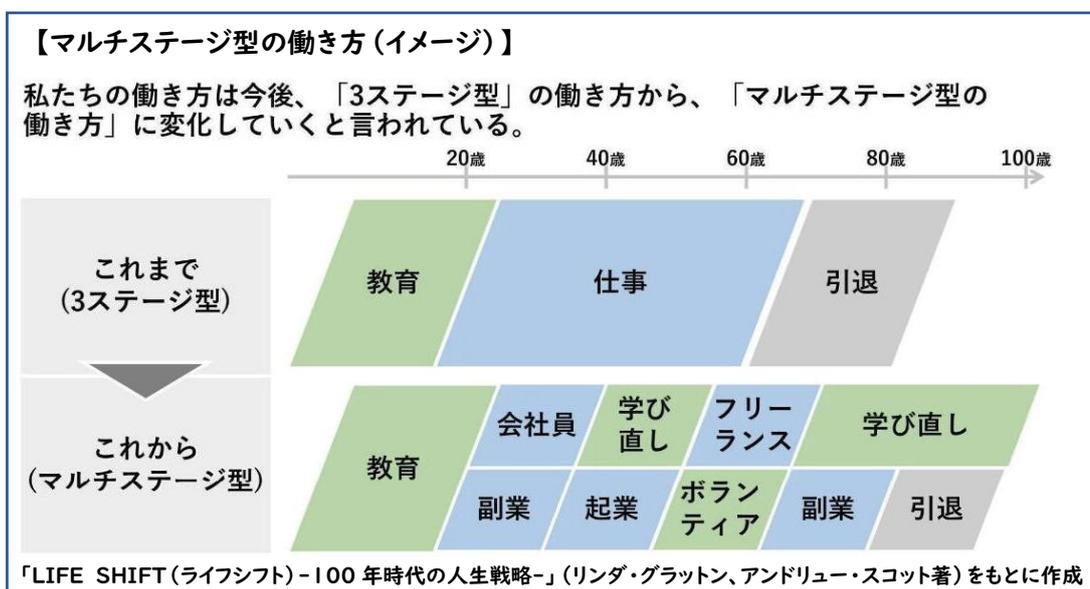
また、「働き方」もこれまでは「新卒一括採用」「終身雇用」を前提としていましたが、今後は「マルチステージ型の働き方」※²となり、一生涯の中で様々な仕事に従事しながら、その度に必要な学びを得ていくことが求められます。そのため、現代を生きる子どもたちは、自ら学ぶ内容を決定し「生涯をかけて学ぶ」ことが求められるのです。

現代社会を生き抜いていくためには、「答えのない問い」に向き合いながら、私たちは「学び続ける」必要があります。時代の変化に応じて、「いま自分は何ができるか、何をしたいのか」を考えながら学びに向かうことで、「様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力」、「情報と情報を統合し、再構成しながら新たな価値を創り上げていく力」等を身に付けつつ、それぞれの価値観に基づく幸せをつかんでほしいというのが私たちの願いです。

双葉町復興まちづくり計画(第3次)の基本理念である「“町民一人一人の復興”」を踏まえ、双葉の豊かな自然や文化財、町民同士の温かな人間関係の中で、学習者(子ども、大人等)が生き生きと学び、それぞれの未来を豊かにできるよう、魅力ある教育環境の実現を目指します。

※¹ 「Volatility:変動性」、「Uncertainty:不確実性」、「Complexity:複雑性」、「Ambiguity:曖昧性」の頭文字をとった造語

※² イメージ図



3 教育目標



令和10年4月に「0歳から15歳までの子どもたち」が集う学び舎が町内に開校します。その学び舎には、地域住民も集い、町内の学びの拠点として活用されます。その学び舎での活動等をきっかけにしながら、自らが主体的に、心豊かに生涯をかけて学ぶことができるよう、双葉町を取り巻く地域・学校の教育環境を踏まえた対話を通じて、教育目標を以下のように設定しております。

自分の「やってみたい」を生涯にわたって探究し続け 自らの可能性を追求する学習者[※]の育成

※ 学習者は、「遊び」を探究し続ける「幼児」も含む「子ども」、またそれ以外の「大人」等のことです。

・自分の「やってみたい」

「教育」は「指導者が学習者に教える」という一方的なものを想起することが多いと思われます。学習者は、まだ知らないことを学んでいくため、指導者がしっかりと教える場面は必要ですが、一方的な学習のみで「生涯学び続けるような学習者」を育成するのは難しいと考えます。

学習者が「自らの興味や関心に基づき、強い思いを持って学びを掴み取ることが出来るか」が大切であり、支援者（教師、事業主催者等）は、子どもの発達段階や習熟度、地域住民の要望等に応じて、適切な環境設計をしながら、「学習者目線」で「学習者中心の学び」を保障できるようにします。

・生涯にわたって探究し続け 自らの可能性を追求する

学校の学びが地域に、また地域の学びが学校に、互いに往還しながら、「学校教育」と「生涯学習」が有機的につながることで、一人一人の学習者（子ども、地域住民等）の学び（探究）を支えることができるよう、2つの領域を一体として捉えています。

子どもの時だけ、受験の時だけ学ぶのではなく、学校教育を終えた子どもたちが、地域社会や日本、世界に生きる多様な人と関わりながら、生涯にわたって自分で学び続け自らの可能性を追求してほしいという願いを込めています。

4 施策体系

教育目標を具現化するため、双葉町においては、帰還者と国内外からの移住者とが共に学ぶ状況を見据え、①“**個の多様性**”を前提としながら、②**学習者自らが“自己決定”**するとともに、③**学びに向かうための“環境設計”**の視点をもって、以下の基本施策を柱にしなが、教育施策を推進します。

①“個の多様性”の視点

・「学習者が多様であることを前提とした学びとなっているのか」

②“自己決定”の視点

・「学習者が主体的に自らの学びをデザイン（選択、調整、振り返り等）できているのか」

③“環境設計”の視点

・「学習者が安心して、心躍らせながら（ワクワクしながら）学びに向かえる環境があるかどうか」

【基本施策】

I. 学習者の可能性を最大限引き出すための学びを生み出す

II. 地域の“財（材）”を活用し、生涯において学ぶ機会をつくる

III. 多様性を尊重した学びで共生社会をつくる

IV. 学習者中心の学びを支える環境を整備する

※イメージ図



学習者の可能性を

最大限引き出すための学びを生み出す



多様性を尊重した学びで
共生社会をつくる

地域の“財（材）”を活用し、
生涯において学ぶ機会をつくる



学習者中心の学び



学習者中心の学びを支える環境を整備する



5 施策の方向性



I. 学習者の可能性を最大限引き出すための学びを生み出す

- ① 世界をフィールドにした学びの実現
- ② 新たな時代に対応した学びの実現
- ③ デジタル技術による学びの転換



II. 地域の“財（材）”を活用し、生涯かけて学ぶ機会をつくる

- ① 生涯学習・体験学習の機会充実
- ② 歴史・文化の保存・継承・活用
- ③ 地域と学校の連携推進



III. 多様性を尊重した学びで共生社会をつくる

- ① それぞれの個性が活かされる支援体制の充実
- ② 子どもたちの学びの多様化推進
- ③ インクルーシブな環境の整備



IV. 学習者中心の学びを支える環境を整備する

- ① 学びの拠点となる義務教育学校等の整備・運営
- ② 学校の指導・運営体制の充実
- ③ 地域における生涯学習基盤の整備



5 施策の方向性

I. 学習者の可能性を最大限引き出すための学びを生み出す

【方針】

学習者に一方的に画一的な内容を教え込む授業から、学習者の「やってみたい」を尊重した一人一人を伸ばす授業へ。これからの社会を生き抜く「資質・能力」を育成するために、新たな学びを推進し、学校における日々の授業等の充実を目指します。

① 世界をフィールドにした学びの実現

他国の言語や文化、人との関わりを通して、人種や国籍を問わず多様な価値観を受容しながら、積極的に世界と関わり続ける学習者を育成する取組の充実を図ります。

【取組例】

- 幼少期から義務教育段階の発達段階に応じた外国語教育（活動）の充実
- 学校のカリキュラムと連携した国内外異文化交流活動の推進
- “違い”や“多様性”を受け入れ認め合う素地を養う道徳教育・人権教育の充実

② 新たな時代に対応した学びの実現

個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと、時代の変化に応じた「学習者中心の学び」を実現する取組の充実を図ります。

【取組例】

- 幼稚園（こども園）・各学校への伴走支援や教員研修の充実
- 学習者の「やってみたい」を引き出す「探究（遊び）の時間」の充実
- 子ども観や指導観を見直すための校種を越えた保育・教育連携活動の推進

③ デジタル技術による学びの転換

1人1台端末の効果的な活用やクラウド・AI活用等を通じた教育DX※により、誰もが自分らしく主体的に学ぶことができる環境の整備を図ります。

※ 「教育DX」とは、データやデジタル技術を活用した教育を行うことで、学習のあり方や教育手法、教職員の業務等学校教育のあらゆる面において変革を行うこと。

【取組例】

- 学習者に個別最適な学びを保障する「1人1台端末」の積極的活用の推進
- 質の高い探究的な学びを保障するための生成 AI 等の先端技術活用支援
- AIや各種支援システムを活用した教員の働き方改革の推進

5 施策の方向性



Ⅱ. 地域の“財（材）”を活用し、生涯において学ぶ機会をつくる

【方針】

豊かな自然や文化、新たに産業を興す住民、伝統を守り続ける住民等・・・、双葉町には価値ある教育資源がたくさんあります。これら地域の“財（材）”を十分に活用しながら、生涯にわたって自ら学び続ける機会の創出を目指します。

① 生涯学習・体験学習の機会充実

幅広い世代が生涯学び続けるための講座の開設やプログラムの開発、スポーツや体験活動等、多様な学びの機会を創出する取組の充実を図ります。

【取組例】

- 学習者のニーズに応じた生涯学習講座の開設と地域住民交流の場の創出
- スポーツ活動の支援、町民体育祭等の各種行事・体験活動の推進
- 異文化交流に役立つ言語・文化等に関する講座の開設

② 歴史・文化の保存・継承・活用

双葉町にある文化財の適切な保存や民俗芸能、震災の教訓等の継承を推進するとともに、その活用を通じて文化の発展・町民の教育に寄与できる取組の充実を図ります。

【取組例】

- 各種文化活動の促進、文化団体の支援
- 収蔵施設の整備、文化財等の保全、歴史・伝統・文化の記録と伝承
- 東日本大震災及び原子力発電所の事故の教訓を生かした各種教育^{※1}の充実

※1 地域の「ひと・もの・こと」を活用した「防災教育、放射線教育、道徳教育、人権教育」等のこと。

③ 地域と学校の連携推進

町全体を学びの場とするためには、住民や企業等との交流を通し、学校と地域の連携は必要不可欠です。学校と地域がそれぞれ互恵関係を築きながら、地域と共にある学校の実現に向けた取組の充実を図ります。

【取組例】

- 「双葉の学びを支える会（仮称）^{※2}」の設置による地域と学校の連携促進
- 新教育施設の「共創スペース」を利用した「みんなの学校（仮称）^{※3}」の開設

※2 学校運営協議会や地域学校協働本部の機能を備えた組織のこと。

※3 児童生徒や地域住民等、双葉町で生活する学習者が一堂に会し、学び合う場のこと。

5 施策の方向性



Ⅲ. 多様性を尊重した学びで共生社会をつくる

【方針】

発達や心のケア、日本語能力、家庭の事情、文化の違い等で何らかの困難な状況を抱える子どもたちの多様なニーズに丁寧に対応しつつ、それぞれの“違い”を多様性として認めることで、誰もが人権を尊重されながら安心して過ごせる共生社会の実現を目指します。

① それぞれの個性が活かされる相談・支援体制の充実

何らかの困難な状況を抱える子どもたちやその保護者等に対し、専門家や関係機関等と連携を図りながら、そのニーズに対応するための取組の充実を図ります。

【取組例】

- 福祉部局や関係機関等と連携を図った教育相談体制の充実
- SC^{※1}、SSW^{※2}、学習支援員等を効果的に活用した支援体制の充実

※1 SC(スクールカウンセラー)

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止める相談業務を充実させるために設置された、臨床心理に専門的な知識を有する学校外の専門家のこと。

※2 SSW(スクールソーシャルワーカー)

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所等との連携や教員への支援をする福祉の専門家のこと。

② 子どもたちの学びの多様化推進

校内のフリースペースの整備や柔軟なカリキュラムの編成等を通じて、子どもたち自身が自分らしい学びを選択できる環境を整備するための取組の充実を図ります。

【取組例】

- 子どものニーズに応じた学習環境の設定と学習カリキュラムの調整
- 「そろえる教育」から「個を伸ばす教育」へ教育観の転換を促す研修の充実

③ インクルーシブな環境の整備

子どもたちの多様性を尊重し、障がいのあるなしなどに関わらず、すべての子どもを包括する教育を推進し、インクルーシブな社会を実現するための取組の充実を図ります。

【取組例】

- ふたば支援学校や双葉地方地域自立支援協議会等との連携促進
- 国籍や性別、障がい等を含めた多様性を理解するための講演会等の開催

5 施策の方向性



Ⅳ. 学習者中心の学びを支える環境を整備する

【方針】

学習者が自ら環境に働きかけ、「やってみたい」と学び続けるためには、学習者への十分な理解や専門性に基づく巧みな環境設計が肝要です。安全で豊かな学習環境を整備することを通して、「学習者中心の学び」の実現を目指します。

① 学びの拠点となる義務教育学校等の整備・運営

町内に整備予定のこども園・義務教育学校は、「学びの拠点」として双葉町民の大きな期待が込められています。整備・運営に向けた取組の充実を図ります。

【取組例】

- 双葉町が目指す教育を実現するための園舎・校舎の設計・ワークショップの開催
- 学校図書館を中核にデータベース化した読書環境の整備・運営
- 学習者中心の多様な遊び・学びを創出する園庭や校庭等、外部環境の整備・運営

② 学校の指導・運営体制の充実

学校教育の質・量ともに十分な指導体制を構築し、「学習者中心の学び」に取り組めるよう指導・運営体制の充実を図ります。

【取組例】

- 双葉町が目指す教育を実現するための教職員・専門スタッフ等の確保
- 「学習者中心の学び」を保障するための教育課程(カリキュラム)の構築
- 地域住民や保護者、高等教育機関スタッフ等の参画による学校運営の推進

③ 地域における生涯学習基盤の整備

社会教育機能を備えた施設の整備や社会教育関係団体等との連携協力等、子どもから大人まで生涯にわたって豊かな学びが得られる環境整備や生涯学習推進体制の構築に向けた取組の充実を図ります。

【取組例】

- 生涯学習ネットワークの推進と社会教育推進組織の充実
- 運動、学習、交流が可能な公共施設の整備

【関係法令等】(抜粋)

〈地方教育行政の組織及び運営に関する法律〉

(大綱の策定等)

- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

〈教育基本法〉

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

〈平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長 通知〉

「地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。」

参考資料「東日本大震災からのこれまでの歩み」



【震災後の双葉町及び双葉町立幼稚園・小・中学校の歩み】

2011 (H23)	3.11	・東日本大震災発生（東京電力福島第一原子力発電所の事故により、全町避難）
		・2014（H26）年3月31日まで、町立幼稚園、小・中学校が臨時休業
	3.12	・双葉町役場の本庁舎機能を川俣町へ移転
	3.19	・双葉町役場の本庁舎機能をさいたま市（さいたまスーパーアリーナ）へ移転
	3.30	・双葉町役場の本庁舎機能を埼玉県加須市（旧騎西高校内）へ移転
2013 (H25)	6.17	・双葉町役場の本庁舎機能を福島県いわき市東田町へ移転
2014 (H26)	4. 1	・東邦銀行植田支店錦出張所内（いわき市）で、町立幼稚園、小・中学校が再開
	4. 6	・合同入学式を勿来市民会館（いわき市）で挙行
	8.11	・いわき市錦町の仮設校舎へ町立幼稚園、小・中学校を移転
	8.24	・仮設校舎の落成式を挙行
2015 (H27)	4. 6	・仮設校舎体育館で幼稚園、小・中学校合同入学式を挙行
2016 (H28)	8. 2	・平成28年度町立学校生徒海外派遣事業（ニュージーランド）を実施
2017 (H29)	8. 4	・平成29年度町立学校生徒海外派遣事業（ニュージーランド）を実施
2018 (H30)	8. 3	・平成30年度町立学校生徒海外派遣事業（オーストラリア、ニュージーランド）を実施
2019 (R1)	7.30	・令和元年度町立学校生徒海外派遣事業（ニュージーランド）を実施
2020 (R2)	4.	・新型コロナウイルス感染症等拡大のため臨時休業（オンライン授業を実施）
2021 (R3)	4.	・GIGAスクール構想による一人1台タブレット端末を整備
2022 (R4)	8.30	・特定復興再生拠点区域の避難指示を解除
	9. 5	・双葉町役場新庁舎において、業務開始式を実施
2023 (R5)	6.11	・町立小・中学校所在地を仮設校舎所在地（いわき市錦町御宝殿56番地）に変更
2024 (R6)	2.20	・小学校創立150周年及び仮設校舎10周年を祝う会を開催
	3.15	・令和5年度町立学校生徒海外派遣事業（イギリス）を実施
	3.26	・「双葉町学校設置基本構想」を策定
2025 (R7)	2.16	・令和6年度町立学校生徒海外派遣事業（イギリス）を実施
	3. 5	・「双葉町新学校施設整備基本計画」を策定
2026 (R8)	1.24	・令和7年度町立学校生徒海外派遣事業（イギリス）を実施
2028 (R10)	4. 1	・双葉町内でこども園・義務教育学校を開園・開校（予定）

参考資料「双葉町教育振興基本計画（R3～R7）より」



【これまでの基本的な考え方】

一般的な発達段階

区分	発達段階	段階区分の目安	大体の年齢
乳幼児	乳児期	～歩行し始める。言語を使用し始める。	誕生～1、2歳
幼稚園	幼児期	～運動・会話が一応自由に出来るようになる。	1、2歳～6歳
小学生	児童期	～第二次性徴が現れ始める。	6歳～12歳
中高大	青年期	～生理的成熟と心理的諸機能の一応の完成を見る	12歳～22歳
大人	成人期	～家庭生活、職業生活の一応の安定を達成する。	20代～30代
	中年期・壮年期	～社会の中核を担うと共に、次世代の教育をし一線を退く準備をする。	40代～50代
	老年期	～自分の生涯を振り返る～死の受容	60歳代以降～



双葉町＜乳幼児・幼・小・中・大人のモデルプラン＞

区分	発達段階	双葉町の各区分での求められる姿と対応策	対応範囲
乳幼児	乳児期	「学び続ける子供」の土台づくり 望ましい家庭生活等の教育環境をつくり、適切な幼児教育を展開します。	
幼稚園	幼児期	生活や学習に目標を持ち、学び続ける子供 子供たちが、やがて社会人として成長したとき、 社会や地域に「貢献できる人材」 に育てるため、幼児期から中学校までの学びが連続する教育活動を展開します。	
小学生	児童期		
中高大	青年期		
大人	成人期	生涯を通じて、健康で、学び続ける町民 町民が、「いつでも、だれもが」学びたいと思う環境をつくり、生涯にわたる豊かな学習活動とスポーツライフを支援します。	
	中年期・壮年期		
	老年期		

※ 生涯学習としての対応範囲は、学校教育を含む「乳幼児～大人」となります。

（「双葉町教育振興基本計画（R3～R7）」より一部抜粋）

**双葉町教育大綱
(2026年度～2030年度)**

令和8年4月1日発行

発行 福島県双葉町
編集 双葉町教育委員会

(双葉町役場)

〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4

(双葉町いわき支所)

〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目 19-4

URL : <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>



このロゴマークには、

「過去と未来の双葉町を表現した色違いの二つの葉を、手のひらでやさしく包み、ふるさとへの想いを抱きながら、新たな双葉町を大切に育てていこう。」

そういう意思を表現しています。

スローガン”ずっと、ふるさと。双葉町”には、

「双葉町は私の生まれ育った大切なふるさと。その想いをこれからも持ち続けていくことが、きっと新しいまちづくりにも生きてくる。」

そうした想いが込められています。

双葉町民憲章

わたくしたちは、古い歴史と、文教の地としての誇り高いまちに育まれてきた町民です。ここに手をとりあい、より豊かな住みよいまちを築くために、この町民憲章を定めます。

- Ⅰ 自然を愛し、美しく清潔なまちをつくりましょう。
- Ⅰ 先人を敬い、笑顔といたわりで心のふれあうまちをつくりましょう。
- Ⅰ 古きをたずね、伝統と未来をみつめて躍進するまちをつくりましょう。
- Ⅰ 創造性を豊かにして、個性ある薫り高い文化のまちをつくりましょう。
- Ⅰ 元気で働き、若さのみなぎる楽しく明るいまちをつくりましょう。

(昭和 56 年 3 月 11 日 制定)